

相続時精算課税制度選択時の留意点と活用例

磯貝 拓邦

目

1	はじめに	7
2	生前贈与の特徴と生前贈与検討時の留意点	7
(1)	生前贈与の特徴	7
(2)	贈与財産の選択時における留意点	8
イ	生前贈与により財産を取得することによる制度・措置の利用制限	8
(a)	小規模宅地等の特例	8
(b)	被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例	8
(c)	みなし配当課税の特例	9
(d)	取得費加算の特例	9
(e)	国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等	9
(f)	物納	10
ロ	生前贈与後の対象財産の価格変動や収益性	10
ハ	財産移転時及び財産移転後に生じる費用	11
(3)	贈与対象者の選択時における留意点	11
イ	兄弟姉妹以外に複数の相続人がいる場合における特定の者に対する贈与	11
ロ	非居住者に対する贈与（国外転出時課税制度）	11
ハ	法人版事業承継税制を適用している法人における当該法人株式の贈与	12

次

(4)	贈与時期の選択時における留意点	12
イ	制度の適用期限や贈与時期により適用される制度内容の変化	12
ロ	贈与対象財産の贈与後における価格上昇期待	13
ハ	加齢等による意思能力の喪失リスク	13
3	相続時精算課税制度の特徴と制度選択時の留意点	13
(1)	相続時精算課税制度の特徴	13
(2)	相続時精算課税制度固有の留意点	13
イ	相続税率の引き上げなどによる税負担増	13
ロ	相続時精算課税適用者が特定贈与者より先に死亡した場合に生じる「二重課税」	14
ハ	贈与税の更生・決定の期間制限の期限経過による影響の無効化	15
(3)	みなし配当課税の特例と取得費加算の特例の活用することを前提に相続時精算課税制度を適用して非上場株式を贈与する場合の留意点	16
4	相続時精算課税制度の活用例	16
(1)	相続時精算課税制度を適用して贈与された資金による運用	16
(2)	相続時精算課税制度を適用して贈与された資金による一時払い終身保険の活用	19
5	むすびに	21

1 はじめに

相続時精算課税制度を選択し一定金額以上の評価額の財産を贈与する場合、暦年課税による贈与（以下「暦年課税贈与」という。）を選択するよりも贈与の翌年に支払う贈与税額を抑えて次世代に資産移転することができる^{*1}。このため相続時精算課税制度は、資産の早期移転と価額固定効果の観点から不動産や株式のように家賃や配当金による収益や将来の価格上昇が期待できる高額の財産を贈与する際に活用されることが多い。特に非上場株式については、相続人が相続税の納税資金確保のために活用することの多い「相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例」（以下「みなし配当課税の特例」という。）及び「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」（以下「取得費加算の特例」という。）が、相続時精算課税制度により贈与した株式についても適用が認められるため（措法9の7、措法39）、他の種類の財産を贈与する場合と比べて相続時精算課税制度が選択されやすい。

贈与のタイミングや適用対象財産の選定を適切に行う場合には、相続時精算課税制度は非常に有効な制度である。しかし、平成15年改正により相続時精算課税制度が導入された当初よりも平均余命が延長した^{*2}ことにより、贈与時から相続開始までの期間が長期化しており、制度利用に

あたっては生前贈与の留意点と相続時精算課税制度に固有の留意点をしっかり理解することの重要性が増している。

令和5年度税制改正^{*3}により、110万円の基礎控除が導入され、災害により被災した土地・建物の評価の再計算が可能となったこともあり、相続時制度課税制度の選択を検討する機会が今後増加することが予想される。このため、本稿では暦年課税贈与も含めた生前贈与検討時の留意点を整理したうえで、相続時精算課税制度選択時の留意点と当該留意点を踏まえた活用例について紹介することとする。

2 生前贈与の特徴と生前贈与検討時の留意点

(1) 生前贈与の特徴

生前に財産を移転させる方法には贈与と売買がある。贈与は無償で自己の財産を相手方に与える契約であり、売買と異なり財産権の移転に対する対価が生じないため、贈与者の財産が減少し、その後に相続が開始した際の相続財産も減少することとなる。税法では、このような生前贈与による相続税の課税回避を防止するものとして、贈与による財産を取得した者に贈与税が課されることとなっている（相法21）。

贈与税の課税価格は、贈与の行われた年において贈与により取得した財産の価額の合計額とされ（相法21の2）、相続開始時の評価からは切り離されており、相続開始

^{*1} 贈与者の相続時に相続税の計算を行い納付済の贈与税額を控除後の相続税を納付することとなる。

^{*2} 相続時精算課税制度の適用が可能となる60歳時点の平均余命は、平成15年簡易生命表によると、男性が21.98年、女性が27.49年であったが、令和3年簡易生命表では、男性が24.02年、女性が29.28年となり、男性が2.04年、女性が1.79年延長している。

^{*3} 相続時精算課税制度に関する改正内容の詳細については、本誌2023年4月号 塩野入「相続税・贈与税の一体的課税制度の改正」を参照されたい。

時まで保有し続けた場合と比較すると価額固定効果を有することとなる。このように対価なく財産権を移転させ、価額固定効果を生じさせるのが、生前贈与の特徴である。暦年課税贈与と相続時精算課税制度の選択によるこの価額固定効果に差異は従前なかったが、前述のとおり令和5年度税制改正により相続時精算課税の適用を受けるための届出書（相法21条の9②）を提出した者（以下「相続時精算課税適用者」という（相法21条の9⑤）。）がその届出書に係る一定の要件を充たす贈与をした者（以下「特定贈与者」という（措法21条の9⑤）。）から贈与によって取得した土地又は建物が災害により一定の損害を受けた場合に相続税の申告における再計算が可能となる措置が講じられたことで、差異が生じる場合があり得ることになった。

なお、売買も、対価について将来時点における価格修正条項を付さない限り生前贈与と同様の価額固定効果を有するため、価額固定効果の活用が生前贈与を実施する目的である場合には、売買による場合と比較検討することが望ましい。対価の有無以外の贈与と売買の差異としては、含み益のある資産を移転対象資産とした場合における譲渡益税の負担者の差異^{*4}などが挙げられる。

(2) 贈与財産の選択時における留意点

イ 生前贈与により財産を取得することによる制度・措置の利用制限

(a) 小規模宅地等の特例

個人が相続又は遺贈により取得した財産の中に一定の要件を充たす宅地等が含まれる場合、小規模宅地等の特例により宅地等の利用区分に応じて相続税の課税価格に算入すべき価額を減額することができる（措法69の4）。減額できる面積に限度はあるが、減額割合が80%又は50%と大きいと、この小規模宅地等の特例を有効に活用できるかどうかにより、相続税額は大きく左右されることとなる。このため、不動産の生前贈与を検討する際には、小規模宅地等の特例の適用可否や適用により減額される課税価格を予め確認することが重要である。小規模宅地等の特例は、相続又は遺贈により取得した財産のうち一定の要件を充たすものを適用対象としており、生前贈与により取得した不動産については一切適用することができないため留意が必要である（措通69の4-1）。

(b) 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例

個人が相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで（かつ令和9年12月31日まで）の間に売却し、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができる（措法35③）。相続した家屋に居住する予定がない場合には適用を検討することが多い制度である。収益や将来の価格上昇が見込みにくい資

^{*4} 贈与では贈与者の簿価が受贈者に引き継がれるため、受贈者が将来譲渡する際には当該簿価を基準として譲渡益税を支払うこととなるのに対し、売買では売却時点で売主が譲渡益税を負担しており、買主が将来譲渡する際には取得後の価格上昇分に対してのみ譲渡益税を支払うこととなる。

産であることが多く、生前贈与を検討することは少ないものと思われるが、小規模宅地等の特例と同様、生前贈与により取得した場合には適用することができないため留意が必要である。

(c) みなし配当課税の特例

個人が非上場株式を発行会社に譲渡した場合、当該法人の資本金等の額を超えて受け取る対価については、配当所得とみなされ総合課税の対象となる。このため、発行会社以外の者に譲渡した場合よりも税負担が大きくなりやすい。

しかし、相続又は遺贈により非上場株式を取得し、当該相続又は遺贈により納付すべき相続税額がある個人が、当該相続税に係る課税価格の計算の基礎に算入された非上場株式をその発行会社に対して相続開始後3年10か月以内に譲渡した場合には、発行会社から交付を受ける金銭の全額が株式の譲渡所得の対象となる。配偶者控除により相続税がかからない被相続人の配偶者は、この特例の適用要件を充たさないため留意が必要である。

なお、この特例は、相続又は遺贈により取得した場合だけでなく、相続開始前3年以内^{*5}の贈与や、相続時精算課税制度を適用して行われた贈与により取得した場合についても適用することができる（措法9の7）。

(d) 取得費加算の特例

相続又は遺贈により財産を取得し、当該相続又は遺贈により納付すべき相続税額がある個人が、当該相続税に係る課税価格の計算の基礎に算入された財産を相

続開始後3年10か月以内に譲渡した場合には、当該資産の譲渡による譲渡所得金額を計算する際の取得費に当該資産を取得した時に課された相続税額のうち、その資産の相続税評価額に対応する部分の金額を加算することができる。**みなし配当課税の特例と同様、この取得費加算の特例についても配偶者控除により相続税がかからない被相続人の配偶者は、適用要件を充たさないため留意が必要である。**

なお、この特例は、相続又は遺贈により取得した場合だけでなく、相続開始前3年以内^{*6}の贈与や、相続時精算課税制度を適用して行われた贈与により取得した場合についても適用することができる（措法39）。

(e) 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等

相続又は遺贈により財産を取得した相続人が、当該財産を相続税の申告書の提出期限までに国等に対して贈与を行い一定の要件を充たす場合には、当該贈与をした財産の価額は当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されない（措法70）。国等への贈与を想定している財産が要件を充たしている場合、相続開始後に当該財産の価値が上昇した場合には換金して納税資金に充当する一方、価値が下落した場合には公益法人等に贈与するというような選択肢を持つことが可能となることから公益財団法人等を設立して社会貢献活動を積極的に行っている企業経営者の承継における有力な選択肢の1つとなっている。

^{*5} 令和6年1月以降の贈与については相続開始前7年以内

^{*6} 令和6年1月以降の贈与については相続開始前7年以内

小規模宅地等の特例と同様、相続又は遺贈により取得した財産のうち一定の要件を充たすものを適用対象としており、生前贈与により取得した財産については一切適用することができないため留意が必要である（措通70の1－5）。

(f) 物納

相続税法では、納税義務者が相続税額を延納によっても金銭で納付することが難しい場合に、一定の要件を充たす財産による物納を税務署長が許可できることとしている（相法41）。このため、換金の難しい財産の評価が相続財産全体に占める割合が高くなる見込みである場合には、物納の活用も円滑な承継のための有効な選択肢となる。

物納に充てることができる財産の要件は、納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産とされているが、相続時精算

課税制度を適用して贈与された財産は除外されている（相法41②）。なお、暦年課税贈与により相続開始前3年（令和6年1月以降の贈与については相続開始前7年。以下同様。）以内に贈与された財産については物納財産の要件を充たすが（相基通41－5）、3年より前に贈与された財産は要件を充たさない。このため、納税資金の捻出が困難で物納を選択する可能性がある場合において生前贈与を検討する際には、対象資産の換金性や物納許可が得られる可能性といった観点も含めて、贈与対象財産を比較検討し選択することが重要となる。

相続開始後に活用されることの多い(a)～(f)の制度及び特例の適用可否を、財産の取得方法別に整理すると以下の図表1ようになる。

図表1 相続開始後に活用される制度及び特例の財産の取得方法別の適用可否

制度・特例	相続による取得	暦年課税贈与による取得 (贈与から相続開始まで3年超経過)	暦年課税贈与による取得 (相続開始3年以内)	相続時精算課税制度を適用した贈与による取得
a 小規模宅地等の特例	可能	不可	不可	不可
b 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例	可能	不可	不可	不可
c みなし配当課税の特例	可能	不可	可能	可能
d 取得費加算の特例	可能	不可	可能	可能
e 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等	可能	不可	不可	不可
f 物納	可能	不可	可能	不可

□ 生前贈与後の対象財産の価格変動や収益性

株式や不動産といった価値が変動する資

産を贈与する場合には、(1)で触れたとおり価額固定効果があるため、贈与後に価格が上昇する期待値が大きい資産を優先して選

定することが望ましい。贈与後の価格変動の見通しが不透明な場合には、当該財産が生む配当収入や賃貸収入といった収益性の観点から贈与財産を選択することも有効である。収益性の高い財産を生前贈与することにより、これらの財産が生む収益による贈与者の財産の増加を抑制すると共に受贈者の財産の増加に資することとなる。贈与対象資産が金銭の場合には、他の財産と比べ受贈者が自由に用途を選択できる反面、費消してしまい贈与者の相続時に残っていないということが生じやすいため、受贈者が自己管理できない場合には留意が必要である。

ハ 財産移転時及び財産移転後に生じる費用

相続により不動産を取得する場合には不動産取得税はかからない（地法73の7①）のに対して、生前贈与により取得する場合には、不動産取得税がかかる（地法73の2）。なお、一定の要件を充たす住宅や土地が対象財産の場合、不動産取得税が軽減されるが、生前贈与後はイ(b)で述べたとおり当該不動産に小規模宅地等の特例を適用できなくなることに加え、受贈者が固定資産税を負担することになるため慎重な検討が必要となる。

また、贈与者の取得価額が時価よりも低く含み益のある資産を贈与する際には、受贈者が当該財産を売却する可能性につき考慮する必要がある。これは受贈者が当該財産を売却する場合には、贈与税に加えて売却時に譲渡益税も負担することになり、贈与者が当該財産を売却したうえで譲渡益税を支払った後の現金を贈与する場合よりも税負担が多くなる可能性が高いためである。

(3) 贈与対象者の選択時における留意点 イ 兄弟姉妹以外に複数の相続人がいる場合における特定の者に対する贈与

贈与者の推定相続人が一人しかいない場合や、相続人は複数いるものの遺留分のない兄弟姉妹のみである場合には問題がないが、贈与者に兄弟姉妹以外の相続人が複数いる場合において、特定の相続人のみを受贈者とする贈与を行う場合には他の相続人の遺留分を侵害する可能性があるため留意が必要である（民法1042）。なお、遺留分の算定は、贈与時点ではなく相続開始時における財産の価額をもとに行われるため（民法1043）、贈与当時に十分留意したとしても時間経過による贈与財産の価格変動により遺留分を侵害してしまう可能性は排除しきれない。贈与対象財産が一定の要件を充たす非上場株式の場合、推定相続人全員が合意することで、会社の後継者が取得した株式等の全部又は一部について遺留分から除外すること（円滑化法4①一）や、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時の価額とすること（円滑化法4①二）ができるため、推定相続人間の関係が良好である場合には、これらの制度を活用することが考えられる。

ロ 非居住者に対する贈与（国外転出時課税制度）

平成27年度税制改正に創設された国外転出時課税制度により、1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者が、含み益のある財産を非居住者に対して贈与する場合、贈与の時の価額に相当する金額で譲渡があったものとして当該財産の含み益に所得税が課税されることとなる（所法60の3）ため留意が必要である。また、贈与時

点では非居住者ではない場合でも、将来非居住者となる可能性が高い者に贈与を検討する場合には、国外転出した時点で法令の定める価額により譲渡されたものとみなされ所得税が課されることとなる（所法60の2）。贈与により取得した財産の取得価額は、贈与者の取得価額を引き継ぐことになる為、国外転出する見込みの高い者への贈与財産の選択の際には、各資産の含み益の有無等を考慮することが望ましい。

ハ 法人版事業承継税制を適用している法人における当該法人株式の贈与

法人版事業承継税制を適用するためには、後継者と後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有することが要件の1つとされている。これは、贈与時のみだけでなく、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例を受ける場合の要件にもなっている。このため、贈与時には後継者と後継者と特別の関係がある者が保有する総議決権数が50%をかうじて超えていたとしても、その後の贈与等により後継者と特別の関係がある者以外に株式が散逸し、贈与者の相続時に50%超の議決権を確保できないときには、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例を受けられなくなる可能性がある。このため、株式が親族内で広く分散しこのような贈与に該当する可能性がある場合には、後継者が特別の関係がある者から株式を売買により取得し集約を図るといった対策を講じるか、贈与の実施に関し慎重に検討する必要がある。

(4) 贈与時期の選択時における留意点

イ 制度の適用期限や贈与時期により適用される制度内容の変化

(a) 法人版事業承継税制の特例措置の活用
後継者に対して法人版事業承継税制の特例措置を適用して非上場株式を贈与するためには、一定の要件を充たしたうえで令和9年12月31日までに贈与する必要がある。この適用期限について、自民党の令和4年度税制改正大綱では、今後とも延長を行わないと言及されており、活用を予定している場合には期限内に贈与ができるよう計画的に準備を進める必要がある。

(b) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の活用

父母や祖父母など直系尊属から自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を贈与により取得する場合、一定の要件を充たすときには、非課税限度額^{*7}までの金額について、贈与税が非課税となるが、当該贈与は現行の制度では令和5年12月31日までに行われる必要がある。

(c) 相続開始前贈与の加算期間の延長

令和5年度税制改正により、令和6年1月以降に行われる暦年課税贈与については、相続税の課税価額に加算する対象期間が相続開始前3年以内から7年以内に延長された。このため、生前贈与の活用による相続財産の抑制を図りたい場合には、令和5年末までの贈与の実施や、原則^{*8}として当該加算の対象にならな

^{*7} 省エネ住宅の場合には1,000万円、それ以外の住宅の場合は500万円

^{*8} 孫が贈与者の養子である場合や、孫に遺贈する場合は加算の対象となる。

い孫に対する隔世贈与を検討することが考えられる。

□ 贈与対象財産の贈与後における価格上昇期待

株式や不動産は世界経済の景気動向により価格が大きく変動するため、贈与時期が非常に重要になる。しかしながら、100年に一度と形容される経済危機が数年おきに生じる昨今において、経済の先行きや資産価値を正確に見通すことは非常に困難である。このため、投資を行う際に投資タイミングを分散することによるリスク軽減を図るドルコスト平均法の考え方を流用し、一度に贈与するのではなく、複数回に分けて贈与することも有効である。

ハ 加齢等による意思能力の喪失リスク

2(1)で確認したように、贈与を成立させるためには贈与者が相手方に無償で財産を与える意思表示をすることが必要である。このため、加齢等により認知症を患うなどして、民法上意思能力に疑義が生じる状況になってしまった場合には、事実上贈与が行えなくなってしまう。このような状況に陥ってしまうと相続が開始するまで財産移転が困難になってしまうため、贈与者の年齢や資産の保有状況によっては、贈与時期の前倒しも視野に検討することが必要となる。

3 相続時精算課税制度の特徴と制度選択時の留意点

(1) 相続時精算課税制度の特徴

相続時精算課税制度を選択して財産を贈与する場合、当該財産の価額は固定される

が、当該財産の価額を相続税の課税価格に加算したうえで相続税額を算出し、贈与時に支払った贈与税額との過不足を調整することになるため、当該財産の取得に係る実効税率については相続開始時まで確定しない。

また、当該財産については、上述のとおり贈与時の価額が相続税の課税価格に加算されるが、相続財産とみなされるわけではないため、2(2)イで取り上げたように相続により財産を取得した場合に認められる制度や特例の一部は適用が制限されている。もっとも、相続開始後に納税資金を捻出するために資産を売却することで相続税とは別に生じる所得税の負担軽減を図る特例であるみなし配当課税の特例（措法9の7）と取得費加算の特例（措法39）については、相続時精算課税制度を適用して取得された財産に対しても適用が認められている*9。

(2) 相続時精算課税制度固有の留意点

イ 相続税率の引き上げなどによる税負担増

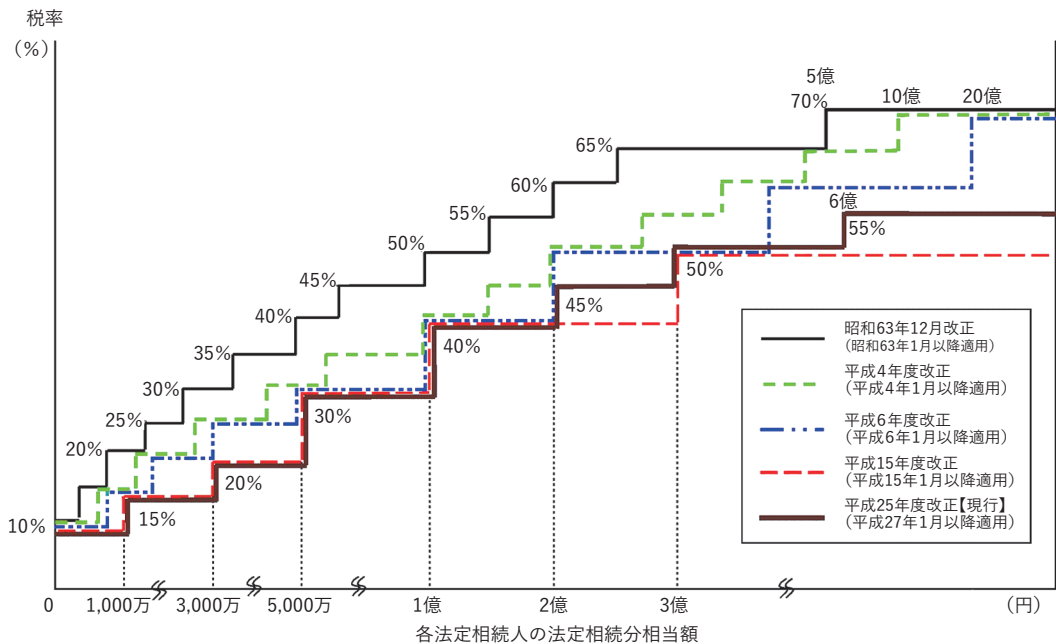
相続時精算課税制度を選択し財産を贈与した場合における最終的な税負担は、相続開始時まで確定しないため、税制改正により相続税率の引上げや基礎控除の引下げが実施された場合などには、贈与時点における想定よりも相続税負担が大きくなる可能性がある。相続時精算課税制度は平成15年度改正により創設されたが、既に平成25年度改正により最高税率の引上げを含む税率構成などの見直しが行われており、実際に想定より多くの相続税を負担することになったケースが多数あるものと推測される。

*9 これらの特例は、暦年課税贈与により相続開始前3年以内（令和6年1月以降の贈与については7年以内）に贈与された財産についても適用が認められている。

格差の固定化防止を求める声の高まりを背景に、富裕層に対する課税強化が行われやすい昨今の状況や、平成15年度改正以前の最高税率が70%であったこと、平均余命の伸長により贈与者が長生きする可能性が

高まっていることを踏まえると、贈与時から相続開始時までの期間が長期化し、その間に最高税率の引上げなどの課税強化につながる税制改正が行われ税負担が当初より増加する可能性などに留意が必要である。

図表2 最近における相続税の税率構造の推移



出所：財務省HP「相続税の税率構造に関する資料」

□ 相続時精算課税適用者が特定贈与者より先に死亡した場合に生じる「二重課税」

相続時精算課税適用者が特定贈与者よりも先に死亡した場合、相続時精算課税の適用に伴う納税に係る権利義務は、相続時精算課税適用者の相続人が承継することとなる。しかし、特定贈与者の死亡に係る相続税の申告をするまでは納付をすべきなのか逆に還付を受けられるのかが明らかにならないため、相続時精算課税適用者の死亡に係る相続税額の計算上、将来負担するであ

ろう特定贈与者の死亡に係る相続税額については債務控除の対象とすることができない^{*10}。

このため、特定贈与者の死亡時に相続税の納付が必要な場合には、本来特定贈与者が先に死亡していれば相続時精算課税適用者が納付することで相続財産から除かれる相続税額相当分に対して、相続時精算課税適用者の相続時に相続税が課税されることになってしまう。

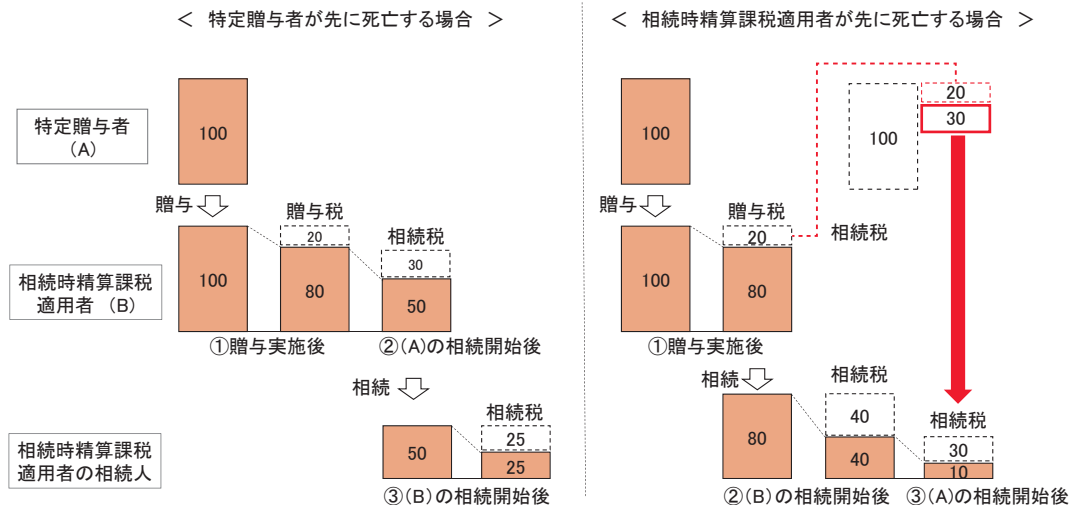
図表3は、特定贈与者の財産評価を100、相続税率を50%と仮定して、特定贈与者が

^{*10} 国税庁HP質疑応答事例「相続時精算課税における相続税納付義務の承継等」回答要旨3
(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/16a/02.htm>)

先に死亡する場合と相続時精算課税適用者が先に死亡する場合について簡便的に計算したものである。後者において相続時精算課税適用者の相続人に承継される財産額は、

特定贈与者の相続開始時に本来であれば相続時精算課税適用者が納付する予定であった相続税額（30）相当額に対しても課税される分（ $30 \times 50\%$ ）少なくなる。

図表3 特定贈与者と相続時精算課税適用者の死亡する順番による税負担の違い



(注) 特定贈与者の評価を100、相続税率を50%とし、特定贈与者が全ての財産を相続時精算課税制度を適用して贈与するものとする。)

特定贈与者の財産が多いほどこの「二重課税」による負担増の額も大きくなるため、相続税の計算において最高税率が適用される見込みである場合には、特定贈与者と相続時精算課税適用者双方の健康状態を考慮したうえで相続時精算課税制度を適用するか否か判断することが望ましい。

ハ 贈与税の更正・決定の期間制限の期限経過による影響の無効化

相続時精算課税制度を適用して贈与された財産に係る贈与税の期限内申告書に記載された課税価格に誤りがある場合、当該贈与税について更正可能な期間か否かに関わ

らず、評価誤りを是正した後の財産の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる^{*11}。

このため、財産評価基本通達による評価が否認される恐れのある対策の実施を検討する場合には留意が必要である。例えば、特定贈与者が賃貸用不動産を銀行借入により取得し、相続時精算課税制度を適用して当該賃貸不動産を贈与する際に財産評価基本通達の定めによって評価することで特定贈与者の相続税の負担の軽減を図ろうとしても、後の相続税の調査等で国税から贈与時の課税価格に対して財産評価基本通達を

^{*11} 国税庁HP質疑応答事例「相続時精算課税適用財産について評価誤り等が判明した場合の相続税の課税価格に加算される財産の価額」回答要旨
 (https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/16a/13.htm)

適用することが認められなかった場合など、是正後の価額によって相続税の課税価格に加算することになる可能性があるので、贈与時に想定したような効果は得られないケースが生じてこよう。

(3) **みなし配当課税の特例と取得費加算の特例の活用することを前提に相続時精算課税制度を適用して非上場株式を贈与する場合の留意点**

取引市場がなく換金性の低い非上場株式は納税資金の捻出方法が限られるため、相続後にみなし配当課税の特例と取得費加算の特例を活用することを前提に相続時精算課税制度を適用して非上場株式が贈与されることは多い。

しかし、これら特例を適用できるのは、相続税額に係る課税価格とみなされた金額の計算の基礎に算入された財産を相続開始後3年10か月以内に譲渡した場合とされており、この要件を充たさなくなると特例を適用できなくなってしまう。

その具体的なケースとしては、グループ会社の資本関係を整理するために株式交換や株式移転による持株会社化が行われ、相続時精算課税制度により贈与された事業会社株式が持株会社の株式に代わってしまうケースや、相続開始後の自己株取得が確実に行われるように特定贈与者の死亡をトリ

ガーとして強制的に買取請求権付株式と交換される取得条項付株式に種類変更するケースなどが考えられる。昨今では、非上場会社においても組織再編成や種類株式の導入が検討されることが増えているため、これらの資本政策を検討する場合には留意が必要である。

4 | **相続時精算課税制度の活用例**

(1) **相続時精算課税制度を適用して贈与された資金による運用**

資産承継を円滑に行う上で、早期に資産を次世代に移転し、次世代が運用により資産を増やしていくことは非常に有効である。特に、最高裁令和4年4月19日判決（民集76巻4号411頁）を受けて、マンションの相続税評価方法についての見直しが検討されていることなどを踏まえると、親が所有する財産の相続税評価引下げを図る承継対策の実施は従来よりも困難となり、次世代の資産を増やすことの重要性が高まることが予想される。

親の資金を次世代に早期移転する際には、贈与金額にかかわらず一律20%の贈与税を支払った残りの80%を運用に充当できる相続時精算課税制度を活用することが考えられる。なお、特定贈与者から相続時精算課税適用者への円滑な承継という目的のために運用可能な期間の目安としては特定贈与者の平均余命が考えられる。

図表 4 主な年齢の平均余命

年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳
男性	24.02	19.85	15.96	12.42	9.22	6.48	4.38
女性	29.28	24.88	20.31	16.08	12.12	8.60	5.74

出所：厚生労働省「令和3年簡易生命表の概況」

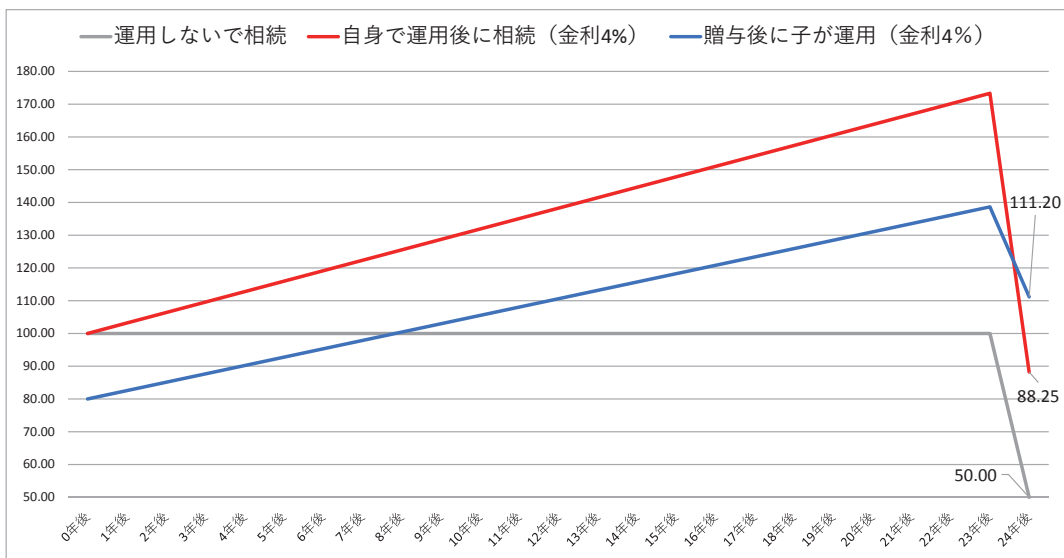
図表5は、60歳男性が保有する資産を100として、運用するか否か、生前贈与をするか否かという観点から3パターンに分けてシミュレーション^{*12}した結果である。

ここでは単純化のため、単利4%の債券で運用し相続開始時に投資金額で償還され、50%の相続税が課税されるケースを想定している。運用しない場合には、100の資産は相続時にも100の評価のままであり、相続人に承継される資産は相続税50を支払った残りの50となる。相続時精算課税制度を使って全ての資産を贈与し相続時精算課税適用者が運用するケースでは、贈与された

100のうち贈与税20を除いた80を60歳男性の平均余命である約24年間運用すると、特定贈与者の相続開始時には141まで増え、相続税として30を支払った残りの111が相続時精算課税適用者に承継される。生前贈与せずに男性自身が同じ期間運用する場合には、100の資産が176まで増えるが、相続税が88かかるため残りの88が相続人に承継されることになる。

このシミュレーション結果からも円滑な資産承継を行ううえで、運用すること、特に次世代に資産移転をしたうえで運用を行うことが有効であることが分かる。

図表5 運用や生前贈与が次世代への資産承継に与える影響の比較



(注：グラフの縦軸は、当初保有資産の評価を100として指数化した数値)

図表6は相続時課税適用者が債券運用を行う場合の運用金利別のシミュレーション^{*13}結果である。点線で囲ってあるのは、

枠の下部に記載された年齢で特定贈与者が

^{*12} シミュレーションの前提として、贈与金額を100、相続時精算課税制度を適用した場合の贈与税を20、相続税を30、利子所得に対する税率を20.315%、相続税率を50%とし、元本の変動はないものとした。

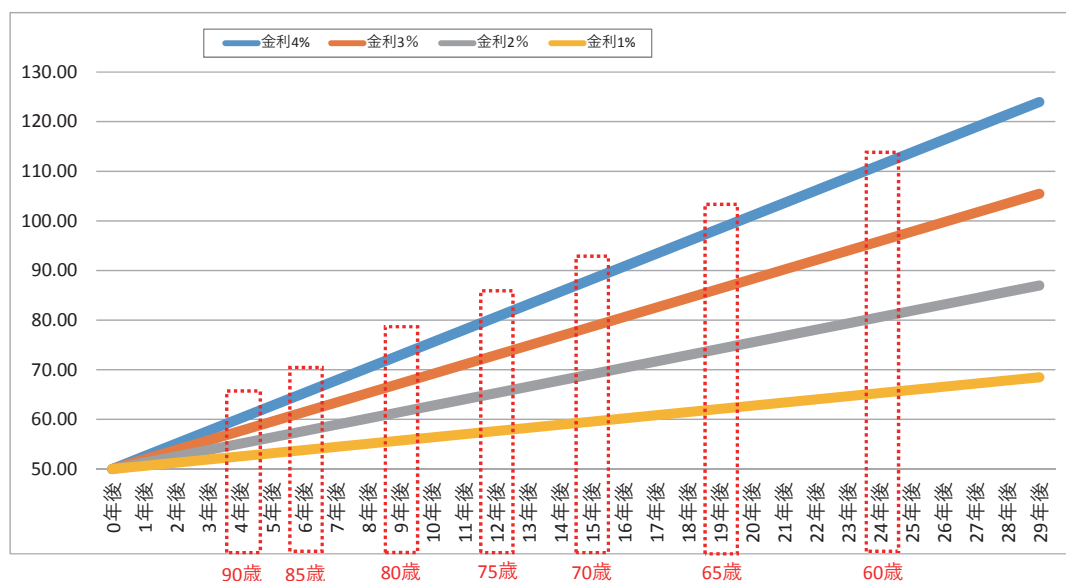
^{*13} シミュレーションの前提として、贈与金額を100、相続時精算課税制度を適用した場合の贈与税を20、相続税を30、利子所得に対する税率を20.315%、相続税率を50%とし、元本の変動はないものとした。

贈与し運用を行った場合における、想定金利ごとの運用成果のイメージである。これによると相続時精算課税制度の適用が可能となる60歳男性の平均余命である約24年間、年利4%（単利）で贈与税支払後の資金をもとに債券運用を行い元本償還された場合には、税引後運用成果が当初評価を上回っており、相続税分を負担することが理論上

は可能という結果になる。

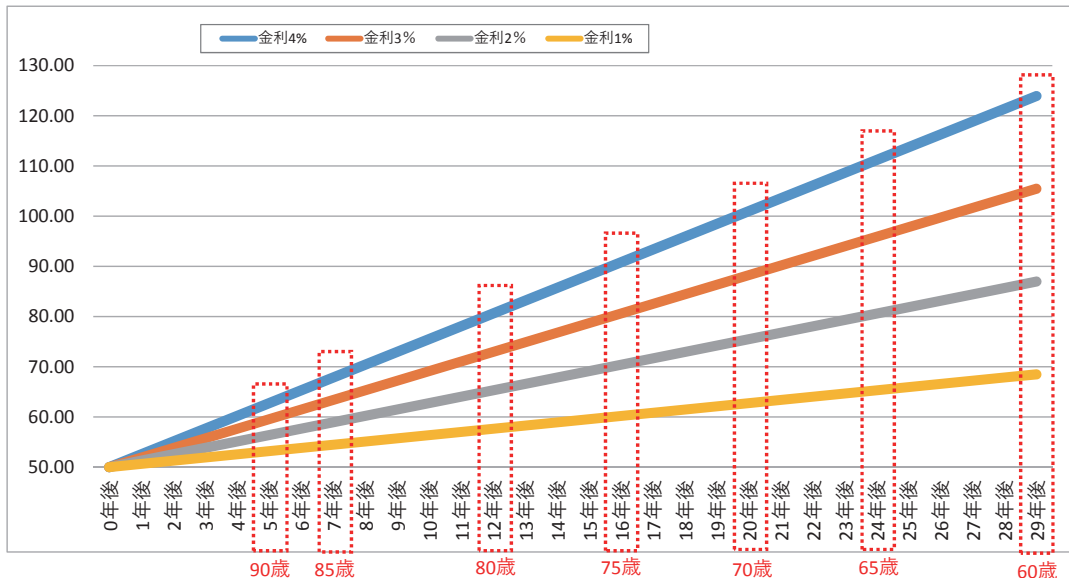
贈与時点の特定贈与者の年齢が高くなるほど、特定贈与者の相続が開始した時点における相続時精算課税適用者に承継される資産評価が低くなる結果となっており、運用により円滑な資産承継を図るうえでは、運用期間を確保するために早めの資産移転をすることが有効であることが分かる。

図表6 贈与後に特定贈与者（男性）の平均余命の期間運用する場合のイメージ



(注：グラフの縦軸は当初保有資産の評価を100として指数化した数値、横軸は運用開始時からの期間、赤枠下の年齢は運用開始時の年齢)

図表7 贈与後、特定贈与者（女性）の平均余命の期間運用する場合のイメージ



(注：グラフの縦軸は当初保有資産の評価を100として指数化した数値、横軸は運用開始時から期間、赤枠下の年齢は運用開始時の年齢)

なお、これらのシミュレーションは次世代が運用することの効果を簡便的に確認するためのものであり、運用を実際に行う場合にはシミュレーション結果と大きく乖離する結果となることが予想されるため、実行にあたっては慎重に検討をしていただきたい。

(2) 相続時精算課税制度を適用して贈与された資金による一時払い終身保険の活用

相続時精算課税制度を適用した場合には、特定贈与者の相続開始後一定期間内に納税をする必要が生じるため、特定贈与者の死亡により保険金の支払いが行われる終身保険の商品性との相性は良い。そのため、相続時精算課税制度を適用して贈与された資

金により相続時精算課税適用者を契約者及び保険金の受取人、特定贈与者を被保険者とする保険契約の活用などが考えられる^{*14}。なお、上記のように契約者自身が保険金を受け取る場合には、払込保険料と死亡保険金の差額は一時所得の対象となる。

令和4年3月16日以降、米国では政策金利の引き上げが続き長期金利が上昇した結果、ドル建てで払込みを行う一時払い終身保険の払込み保険料に対する死亡時に支払われる保険金の割合も上昇しており、保険契約後の為替変動などのリスクに留意が必要であるが、数年前よりも活用を検討しやすい環境になっている。

次の図表8は相続時精算課税適用者が、上記の条件の一時払い終身保険を活用した

^{*14} 本稿では、紙面の関係上割愛するが、保険契約特有の考慮すべきリスクもあるため、実際の活用にあたっては契約書等に基づき、慎重に検討をしていただきたい。

場合のシミュレーション^{*15}結果であるが、最上段の割合は払込保険料及び死亡保険金を円換算した場合の数値になっているため、**図表 9**によりドル建てでの払込保険料に対する死亡保険金の割合と、保険契約締結時の為替から死亡保険金が支払われるまでの為替変動を考慮した場合の円換算した割合^{*16}を確認したうえで該当する列をご覧ください。

図表 8 一時払い終身保険を活用した場合のイメージ

払込保険料に対する 保険金の割合	20%	40%	60%	80%	100%	120%	140%	160%	180%	200%
払込保険料	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
保険金	16.0	32.0	48.0	64.0	80.0	96.0	112.0	128.0	144.0	160.0
一時所得	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	16.0	24.0	32.0	40.0
所得税（45%と仮定）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	7.2	10.8	14.4	18.0
所得税控除後の金額	16.0	32.0	48.0	64.0	80.0	92.4	104.8	117.2	129.6	142.0
相続税	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
相続税控除後の金額	-14.0	2.0	18.0	34.0	50.0	62.4	74.8	87.2	99.6	112.0
贈与しない場合の 承継資産に対する割合	-28%	4%	36%	68%	100%	125%	150%	174%	199%	224%

（注：贈与しない場合の承継資産は、承継資産100から相続税50を控除した50と仮定）

図表 9 為替変動を考慮した円ベースでの払込保険料に対する死亡保険金の割合

保険加入時は1\$=135円と仮定		ドル建払込金額に対するドル建の死亡保険金額の割合						
保険支払時のドル円レート		80%	100%	120%	140%	160%	180%	200%
202.5円	150%	120.0%	150.0%	180.0%	210.0%	240.0%	270.0%	300.0%
189.0円	140%	112.0%	140.0%	168.0%	196.0%	224.0%	252.0%	280.0%
175.5円	130%	104.0%	130.0%	156.0%	182.0%	208.0%	234.0%	260.0%
162.0円	120%	96.0%	120.0%	144.0%	168.0%	192.0%	216.0%	240.0%
148.5円	110%	88.0%	110.0%	132.0%	154.0%	176.0%	198.0%	220.0%
135.0円	100%	80.0%	100.0%	120.0%	140.0%	160.0%	180.0%	200.0%
121.5円	90%	72.0%	90.0%	108.0%	126.0%	144.0%	162.0%	180.0%
108.0円	80%	64.0%	80.0%	96.0%	112.0%	128.0%	144.0%	160.0%
94.5円	70%	56.0%	70.0%	84.0%	98.0%	112.0%	126.0%	140.0%
81.0円	60%	48.0%	60.0%	72.0%	84.0%	96.0%	108.0%	120.0%
67.5円	50%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%	100.0%

^{*15} シミュレーションの前提として、相続時精算課税制度を適用した場合の贈与金額を100、贈与税を20、相続税を30、一時所得に対する所得税率を45%、相続税率を50%とした。

^{*16} ドル建ての払込み保険金額に対する死亡保険金の割合が120%の保険契約に1ドル135円の時に加入し、保険金支払時の為替が2割円高になり1ドル108円となったとすると、円換算では払込保険料に対して96%の保険金が支払われることとなる。

5 むすびに

相続時精算課税制度は、令和5年度税制改正により使い勝手が良くなったものの、本稿で整理したように制度活用時や制度活用後に留意すべき事項も非常に多く、一度相続時精算課税制度を選択してしまうと取消ができないため、相続時精算課税制度を適用するには慎重に検討する必要があるが、利用の仕方次第で円滑な資産承継に資する可能性が十分にあらう。

相続時精算課税制度を上手く活用するための留意点を価額固定効果だとすると、贈与対象とする財産の将来における価値についてしっかり考え、特定贈与者と相続時精算課税適用者間で見通しを共有することが最も重要だということになる。保有財産の価値が将来どうなるのかといった観点から贈与対象とする資産を検証した結果、将来における価値の上昇が見込める財産がない

ということであれば、贈与を実行する前にすべきことは、保有資産のポートフォリオの見直しであろう。

このように、本稿でとりあげた各留意点をもとに制度活用の是非を考えることが、多面的に資産承継を考えるきっかけとなれば幸いである。

以上



磯貝 拓邦

(いそがい・ひろくに)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆**経歴** 2004年3月東京大学経済学部卒業。2004年4月野村證券に入社。岐阜支店、プライベート・バンキング業務部を経て2015年7月より野村資産承継研究所勤務。
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員
早稲田大学大学院会計研究科 非常勤講師